

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め
市民の会
新潟市中央区新光町6-2
TEL/FAX 025-288-6
611 kashikarisashitome
@gmail.com
市民の会年会費 1,000円

第40回口頭弁論

2023年5月11日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第40回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

原告準備書面(104)で五十嵐亮弁護士は、大雪災害と原子力災害が発生し

た場合には避難は不可能であることを主張しました。

21年の東海第2原発の運転を差し止めた水戸地裁の判決では3つの重要な指摘があります。一つは、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的な危険があると解すべき。二つめは、避難計画等の第5の防護レベルは原子炉施設の安全性に欠くことができない。三つめは地震や津波等、原子力災害を想定した上で、



新潟地裁まで入廷行動

実現可能な避難計画が策定され、これを実行しうる体制が整っていないければ、深層防護の第5の防護レベルが達成されているということはできず、人格権侵害の

具体的危険がある、という指摘です。22年の柏崎刈羽の運転を差し止めた札幌地裁判決でも避難計画が不適切であれば、そのことのみを理由として人格権侵害を認めました。

本県では昨年12月19日、柏崎市、長岡市で毎時4から9cmの強い降雪が10時間続きました。国道8号柏崎地区は、約800台の車が滞留、通行止めは38時間に及びました。国道8号17号長岡地区は、約1千台の車が滞留、通行止めは26時間になりました。新潟県内の通行規制延長は最長281キロに及び、北陸道・関越道は最長約52時間に及ぶ通行止めとなりました。一般道に多くの車が流入し、渋滞に拍車をかけました。大雪時には「国道・高速道路の同時通行止め」「不要不急の出控え」が想定される以上、大雪と原子力災害が同時に発生した場合、避難は不可能であることは明らかです。新潟県も大雪災害時の実効性ある避難方法は打ち出せていません。柏崎刈羽原発における避難計画は、実現不可能であり、避難計画を実行する体制も整っていないということから、深層防護の第5の防護レベルが達成されていません。人格権侵害の具体的危険があり、運転を差し止めるべきです。

住民が受ける苦しみ(準備書面105)

準備書面105で松永仁弁護士は、原子力災害により地域住民が受けなければならない苦しみを訴えました。原発事故により、居住



裁判前集会の様子

移転の自由が侵害され、失業や転職を余儀なくされた人がいます。転校に伴い、いじめを受けた子ども、放射能の恐怖、故郷を失った喪失感など原発事故で住民は多くの苦しみを受け、被害は今も続いています。ひとたび原発事故が起きれば取り返しのでない事態になります。

被告準備書面に対する反論（準備書面106）

高野義雄弁護士は準備書面106で、建屋外壁のひび割れと地下水浸入、鉄筋腐食に関する被告準備書面に対する反論をしました。被告東電の反論は、これまでの主張を繰り返

したり、論理のすり替えをするものでした。建屋外壁のひび割れから水が浸入したら、鉄筋が腐食する可能性があります。東電は、い加減な計算で中越沖地震によって生じたひび割れを算出しており、十分な対策を行っていません。このような原発を動かすわけにはいきません。

市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前に古町十字路で街頭宣伝行動を毎回行っています。今回は12人が参加しチラシを180枚配布しました。次回の口頭弁論期日前の12時から街頭宣伝行動を企画しますので、決まり次第メールでご案内します。

県の検証総括委員会が3月で消滅し、池内了・前検証総括委員長の呼びかけで「市民検証委員会」が6月3日に発足しました。今後の活動を支えるうえで市民の会のサポーターの皆様からもカンパをよろしく願います。

第41回口頭弁論期日のご案内

日時：2023年9月19日（火）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

【特別傍聴券入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2023年9月12日（火）午後5時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

※裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしく願います。